

横浜市行政不服審査会答申
(第29号)

平成30年1月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 28 年度（現年度）個人市民税・県民税普通徴収（3 月随時）に係る督促処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、戸塚区長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して、平成 28 年度（現年度）個人市民税・県民税普通徴収（3 月随時）に係る督促処分（平成 29 年 4 月 27 日付け。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人は、失業中であるにもかかわらず、本件処分をすることに不服があるとして、その取消しを求めて審査請求をした事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 失業中であるにもかかわらず、処分庁内で情報を共有しないまま、本件処分をすることは不当である。
- (2) 税を一括で徴収することは、違法不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、「平成 28 年度（現年度）個人市民税・県民税普通徴収（3 月随時）」分 36,500 円について、納期限である平成 29 年 3 月 31 日までに完納しなかった。そのため、処分庁は、審査請求人に対して、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 329 条及び横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定により、同年 4 月 27 日付けで督促状を送付し、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は「税を一括で徴収することはおかしい」と主張するが、平成 29 年 5 月 29 日、処分庁は審査請求人から今後の納付相談を受け、全 5 回の分割納付計画を確認して、計画に沿った納付書を送付している。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法及び条例の規定に基づく本件処分に係る手続について

法第 329 条第 1 項は、市町村民税に係る督促について、納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない旨定めている。また、同条第 3 項は、「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第 1 項に規定する期間と異なる期間を定めることができる」と定め、これを受け、条例第 15 条は、「納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後 20 日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができるものとする」と定めている。

そして、法第 334 条は、個人の道府県民税に係る督促について、「市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合においては、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする」と定めている。

したがって、処分庁は、納税者が市民税・県民税を納期限までに完納しない場合においては、納期限後 30 日以内に督促状を発することとなる。

これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人が「平成 28 年度（現年度）個人市民税・県民税普通徴収（3 月随時）」分 36,500 円を納期限である平成 29 年 3 月 31 日までに完納しなかったため、納期限後 30 日以内である同年 4 月 27 日付けで督促状を発し、本件処分をしたことは証拠から容易に認めることができる。

したがって、本件処分は、法及び条例の定める手続に従った適法かつ妥当なものといえる。

(2) 失業中の者に対して督促処分をすることの適法性・妥当性等について

審査請求人は、「失業中であるにもかかわらず、処分庁内で情報を共有しないまま、本件処分をすることは不当である」と主張する。

しかしながら、納税者が失業中である場合に督促処分をすることができないとする法令の定めは何ら見当たらないから、審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、税を一括で徴収することが違法又は不当である旨主張するが、かかる主張は、その趣旨は判然としないものの、課税処分についての主張と解されるから、本件処分が違法又は不当であるかの判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 7 月 4 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年 7 月 24 日	・ 弁明書の受理
平成29年 8 月 14 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年 9 月 13 日	・ 反論書等の再提出依頼
平成29年10月 16 日	・ 反論書の受理
平成29年10月 27 日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年11月 20 日	・ 口頭意見陳述
平成29年12月 12 日	・ 審理手続の終結
平成29年12月 18 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年12月 20 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 1 月 17 日	・ 調査審議